

## 特定建築物における室内化学物質濃度実態調査について

### 1 目的

特定建築物における室内化学物質濃度の実態を把握するために実施する。

### 2 調査内容

#### (1) 調査期間

令和5年6月から令和5年9月まで

#### (2) 調査方法

県内の特定建築物 15 施設において、厚生労働大臣が指定する測定器(ホルムアルデヒド:91PL((株)ガステック製)、FP-30・FP-31((株)理研計器製)、トルエン:122P((株)ガステック製))を用い、居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の位置でホルムアルデヒド及びトルエン濃度を測定する。

#### (3) 調査対象物質

ホルムアルデヒド及びトルエン

### 3 調査結果

令和5年度分の結果は令和6年4月頃集計予定のため、来年度の会議において令和6年度と併せて報告する。